

広報 宮城県後期高齢者医療広域連合



第9号

平成23年10月

表紙／七ツ森（大和町）

主な内容

- 宮城県の後期高齢者医療制度の状況
- 上手なお医者さんのかかり方
- 議会定例会の議決結果
- 広域連合の歳入・歳出の概要
- 震災関係の申請はお済みでしょうか

ほか

宮城県の後期高齢者医療制度の状況について

後期高齢者医療制度は平成20年4月の制度開始以来今年で4年目となります。制度開始から3年間の宮城県の後期高齢者医療制度の施行状況についてお知らせします。

被保険者数について

本制度が始まった平成20年4月以降の被保険者数は毎年増加しています。

平成22年度末は、東日本大震災により、多くの被保険者の方が犠牲となつたことにより、伸び率は低くなっています。

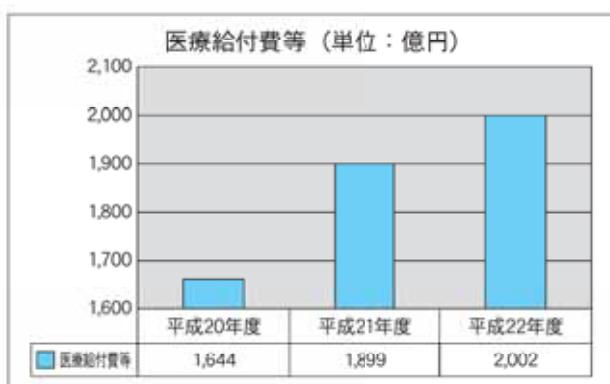
被保険者数については今後も増加することが見込まれています。



医療給付費等について

制度が始まった平成20年度は11か月分(20年4月から21年2月まで)であったため、平成20年度と平成21年度の間の伸び率が大きくなっています。

平成20年度分を12か月で計算しなおして比較すると、医療給付費等は毎年約100億円ずつの伸びとなっています。

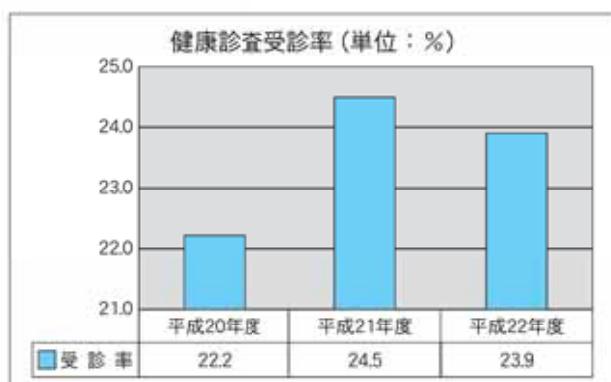


保健事業の実施状況について

① 健康診査(健診)

生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として行っている後期高齢者の健康診査については、広域連合が県内各市町村に委託して行っていますが、平成22年度の健康診査受診率については前年度を下回る結果となっています。

健康診査受診率は健診の行い方(個別健診か集団健診か)や受付方法(対象者に受診券を送付するか、申込制か)等が市町村により異なるため、受診率に差があります(平成22年度では12.1%~55.1%)。



② 歯科健診モデル事業

平成22年度から、前年度に75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者となった方(約2万3千人)を対象に、虫歯の発見とともに、歯磨き指導などを行うことによって、口の中の環境を改善し、誤嚥性肺炎など高齢者に多く発生する病気の予防のきっかけ作りを目的として行っています。

平成22年度歯科健診モデル事業の実施結果

○ 対象者数

22,244人………A

●受診率

○ 受診者数

2,159人………B

$$\frac{B}{A} = 9.71\%$$

歯科健診モデル事業を今年度は休止します

東日本大震災の影響により、平成23年度の「歯科健診モデル事業」については、休止することにいたしました。

平成24年度については、平成23年度の対象者を含めた2か年分の対象者で実施する予定です。

上手なお医者さんのかかり方

病院などの医療機関にかかったときの医療費が増加しています。医療費を適切に使うために、日常生活でできる対策を実践しましょう。

① 時間外受診や休日受診はなるべく避けましょう

- ・時間外や休日の受診は本来の診療費に別料金が追加されます。また、急病の方に支障をきたすおそれがありますので、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

② お医者さんのかけもち（はしご受診・重複受診）はやめましょう

- ・重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう心配があります。

③ お医者さんの指示を守りましょう

- ・薬をたくさんほしがったり、処方された薬を自分の判断で量を加減したり飲まなかったりすることがないようにしましょう。

④ かかりつけ医を持ちましょう

- ・気になることがあつたら、かかりつけ医に相談しましょう。

健康診査を受けましょう

生活習慣病等を早期に発見して早めに治療を受けていただけるようにするために、健康診査をお住まいの市区町村で受診することができます。

実施機関や申込み等の詳細は市町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

◎健康診査の項目

- 問診・計測・血液検査（脂質・肝機能・血糖など）・尿検査
※「貧血検査・心機能・眼底検査」は医師の判断により実施する項目

健康診査を有効に受けるポイント

① 1年に1回は健康診査を受ける

- ・病気の早期発見のため、定期健診を受けましょう。

② 再検査や精密検査の必要があれば必ず受ける

- ・病気が重症化する前に早期治療を行いましょう。

③ 自分の健康診査結果の内容を知っておく

- ・健診結果には必ず目を通して、自分の健康状態をしっかりと把握しましょう。

後期高齢者医療制度加入の方へ

健康診査を受けましょう！

健康診査を有効に受けるポイント!!

- ① 1年に1回健診を受ける
- ② 身の状態を知るため必ず受けよう。
- ③ 再検査や精密検査の必要があれば必ず受ける。
- ④ 健診結果の内容を必ず見て自分の健康状態をしっかりと把握しておきましょう。
- ⑤ 赤羽根葉を登録されている方はかかりつけの医師にご相談ください。



健康診査の時期：お申込の手続きは
お住まいの市区町村の健康診査担当課まで
お問合せください。

宮城県後期高齢者医療広域連合

健康診査受診勧奨ポスター
(平成23年2月作成)

※医療機関を受診されている方は、かかりつけの医師にご相談ください。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決結果

平成23年第1回定例会（平成23年2月2日議決）

議案番号	件 名	議決結果
第1号議案	後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 平成23年度の保険料について、被用者保険の被扶養者に係る特別軽減及び所得の少ない方の保険料の特別軽減を行うもの。	原案可決
第2号議案	後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例 保険料の特別軽減に係る財源が国から措置されたため、臨時特例基金の充当事業について、規定の整備を行うもの。	原案可決
第3号議案	平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） ①保険料の特別軽減措置の財源が国の平成22年度補正予算において措置されたため、臨時特例基金積立てに係る増額補正を行うもの。 ②保険給付費について増額補正を行うもの。	原案可決
第4号議案	平成23年度一般会計予算	原案可決
第5号議案	平成23年度後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

平成23年第2回定例会（平成23年8月11日議決）

議案番号	件 名	議決結果
第6号議案	後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 東日本大震災に伴う、特例措置の保険料減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者の減免申請期限を広域連合長が別に定めることとするもの。	原案可決
第7号議案	平成22年度一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認 定
第8号議案	平成23年度一般会計補正予算（第1号） 平成22年度の会計決算に伴う剩余金の基金積立に係る増額補正を行うもの。	原案可決
第9号議案	平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） ①平成22年度の会計決算に伴う後期高齢者医療給付費準備基金への積立に係る増額補正を行うもの。 ②平成22年度の療養給付費等の事業費の精算により、療養給付費負担金及び支払基金交付金について償還金が生じるため、増額補正を行うもの。 ③歯科健診モデル事業の休止に伴い、減額補正を行うもの。	原案可決
第10号議案	監査委員の選任の同意を求めるについて 議見監査委員に及川宜成氏（名取市監査委員）を選任することについて同意を求めるもの。	同 意
第11号議案	監査委員の選任の同意を求めるについて 議選監査委員に安藤征夫議員（大河原町議会選出）を選任することについて同意を求めるもの。	同 意
—	選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について <選挙結果（当選人：敬称略）> 選挙管理委員：橋本 伸兒・丹野 政博・長谷川 翼・木村 政行 選挙管理委員補充員：御守 文雄・佐々木 昭壽・熊谷 貞男・郷古 光一 ●平成23年8月30日に選挙管理委員会が行われ、委員長に橋本伸兒氏、委員長職務代理者に丹野政博氏が選ばされました。	指名推選 決 定

※件名中の「宮城県後期高齢者医療広域連合」は省略

詳細については広域連合ホームページに会議録を掲載していますのでそちらをご覧ください。

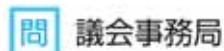
議会ホームページ(会議録等掲載) <http://www.miyagi-kouiki.jp/gikai/kaigi.html>

議会定例会が開催されました

平成23年2月2日に平成23年第1回、8月11日に第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。会期は各1日間で、広域連合長から議案が提出され、審議の結果、定例会に提出された各議案は、原案どおり可決・認定・同意されました（詳細については左ページに掲載）。

そのほか、一般質問については、第1回定例会においては2名、第2回定例会においては3名の議員が行いました。

次回の議会定例会は、平成24年2月に開催される予定です。

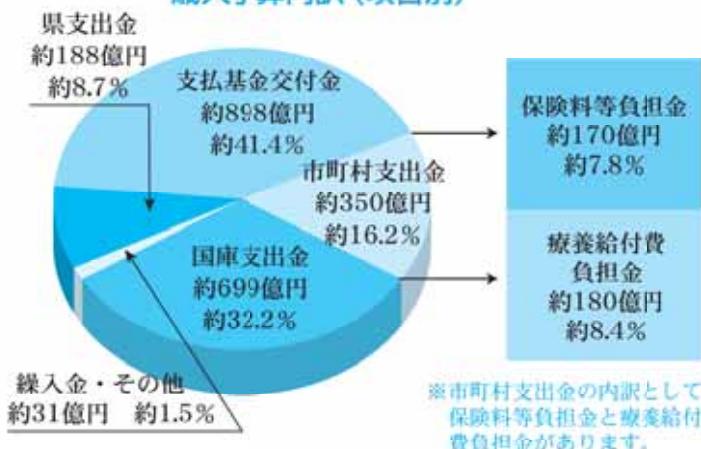


平成23年度特別会計当初予算の概要

特別会計は、後期高齢者医療制度の医療給付等、制度運営を円滑に行うための業務・事業等に要する経費の会計です。

平成23年度の特別会計当初予算は総額約2,167億6,400万円となっております。特別会計の主な歳入は公費・支援金・保険料となっており、歳出の99%以上を保険給付費が占めています。

歳入予算内訳（項目別）



歳出予算内訳（項目別）

項目	金額（摘要等）	割合
総務費	約6億6,100万円 被保険者の資格管理・電算処理・広報など	0.3%
保険給付費	約2,151億6,300万円 医療機関等受診時の保険給付に要する経費	99.3%
保健事業費	約4億3,600万円 健康診査の委託料など	0.2%
その他	約5億400万円 基金繰入金など	0.2%

特別会計の財源について

後期高齢者医療給付の財源は下の図のように公費が約5割、若年世代の支援金約4割と被保険者に負担していただく約1割の保険料でまかなわれています。予算における項目との対照は下の表のとおりとなっています。

後期高齢者医療特別会計の財源

後期高齢者医療給付の財源 (被保険者の自己負担分を除く)

公費
約5割
(負担割合)
国：4
県：1
市町村：1

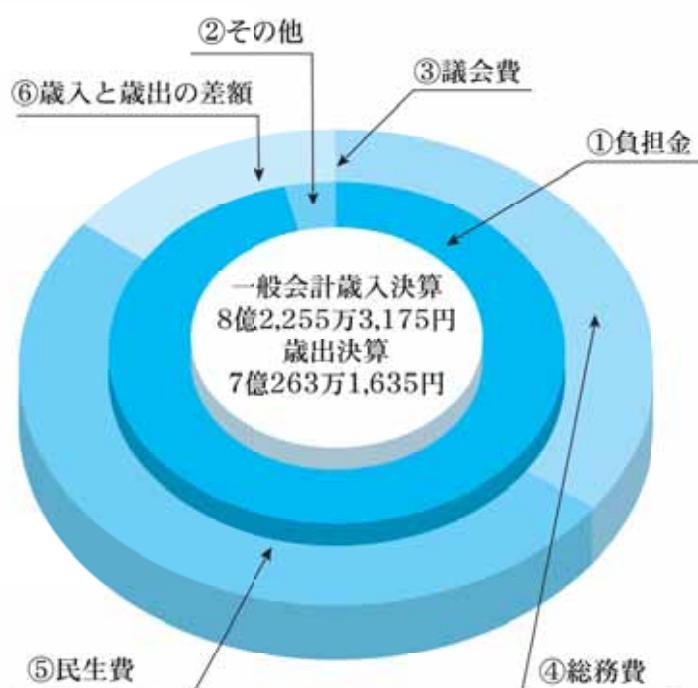
支援金
約4割
若年世代の負担
保険料：約1割
被保険者の負担

歳入の項目	財源内訳	内 容
国庫支出金	公 費	国による負担金・交付金・補助金など
県支出金	公 費	県による療養給付費負担金等
市町村支出金	公 費 保険料	市町村からの療養給付費負担金 収納保険料等相当額 (県・市町村からの保険料軽減分を含む)
支払基金交付金	支 援 金	若年世代の負担による支援金
繰 越 金	—	前年度繰越金
繰 入 金	—	一般会計からの共通経費に係る繰入 各種基金繰入金
そ の 他	—	第三者行為の納付金や返納金などの 収入

平成22年度一般会計歳入・歳出決算の概要

一般会計は、広域連合議会の運営や、派遣職員の人事費負担金、事務所の賃借料など広域連合事務局の運営に要する経費の会計です。

一般会計決算の歳入・歳出別割合



歳入（内側）

①負担金（7億9,276万6,000円（96.4%））

後期高齢者医療制度は広域連合と県内35市町村が共同で運営しています。電算システム経費等の共通的な経費（議会や事務局の運営及び制度の運営）については県内各市町村の負担金によって賄われています。

②その他（財産収入・繰越金・諸収入） (2,978万7,175円 (3.6%))

歳出（外側）

③議会費（193万8,830円 (0.3%)）

議会の運営に要する経費

④総務費（2億8,763万4,583円 (40.9%)）

広域連合事務局の運営経費

⑤民生費（4億1,305万8,122円 (58.8%)）

共通経費に係る特別会計への繰出金

※共通経費は、事務局運営等に係る経費を一般会計に、電算システム等に係る経費を特別会計に置いています。負担金は全額を一度一般会計で収入とし、特別会計に繰り出しています。

⑥歳入と歳出の差額1億1,992万1,540円は平成23年度一般会計に繰越しました

平成22年度特別会計歳入決算の概要

歳入決算の内訳

項目	平成22年度実績		21年度からの増減率(%)
	決算額(円)	※構成比(%)	
1. 市町村支出金	33,374,108,283	15.5	0.9
2. 国庫支出金	67,158,933,670	31.2	0.0
3. 県支出金	16,526,249,776	7.7	5.0
4. 支払基金交付金	84,542,906,000	39.3	4.1
5. 繰入金 ※1	7,438,078,600	3.5	32.1
6. 繰越金 ※2	6,036,507,077	2.8	4.5
7. その他	173,968,706	0.1	△6.5
合計	215,250,752,112	100	3.1

※四捨五入のため、構成比の合計が100%を超えていません。

※1 繰入金は各種基金からの繰入金や、一般会計からの繰入金（共通経費分）です。

※2 繰越金は平成21年度決算の剩余金です。

特別会計の歳入は、主に給付の財源としての国・県・市町村の支出金、若年世代の支援金が9割以上を占めています。残りは繰入金や繰越金等となっています。

繰入金の増加の要因は、平成22年度から、特別会計の共通経費を一度一般会計で収納してから特別会計に繰り入れる方式をとったことによるものです。

平成22年度特別会計歳出決算の概要

特別会計の歳出の主な項目は保険給付等に要する費用が約2,002億円と、全体の93.7%を占めており、次いで基金への積立金(3.4%)、平成22年度の療養給付費等の負担金等の精算に伴う償還金(2.3%)となっています。

保険給付費等の実績

項目	平成22年度実績		21年度からの増減率(%)
	保険給付費等(円)	※構成比(%)	
1. 療養給付費(現金給付分)	1,621,056,572	0.7	14.4
(1) 療養費	134,903,072	(0.1)	8.7
(2) はり灸マッサージ	517,314,475	(0.2)	30.5
(3) 柔道整復	968,839,025	(0.5)	8.0
2. 療養給付費(現物給付分)	194,844,439,615	97.4	5.3
(1) 医科	149,018,836,986	(74.3)	5.7
(2) 歯科	5,624,309,190	(2.7)	8.1
(3) 調剤	36,475,220,595	(18.5)	3.7
(4) 食事療養費	3,726,072,844	(1.9)	3.6
3. 訪問看護療養費	470,859,710	0.2	25.3
4. 移送費	318,200	0.0	△39.0
5. 高額療養費	1,836,970,140	0.9	5.7
6. 高額介護合算療養費	39,235,649	0.1	△60.1
7. 葬祭費	762,950,000	0.4	8.3
8. 審査支払手数料	586,852,342	0.3	2.5
合計	200,162,682,228	100.0	5.4

※四捨五入のため、構成比の内訳の合計が合わない部分があります。

広域連合の予算・決算は広域連合のホームページでもご覧ることができます。

<http://www.miagi-kouiki.jp/sosiki/zaisei.html>

平成22年度の保険給付費等のうち、97.4%を療養給付費(現物給付)が占めています。

保険給付費等の総額は前年度と比較して5.4%程の伸びとなりましたが、その中でも療養給付費(現金給付分)、特に、はり灸マッサージの給付費が30.5%増と急激に増加しています。また、訪問看護療養費も前年度比25.3%増と高い伸びを示しています。

※現物給付とは…保険証を医療機関に提示し、診療や検査、投薬、入院などの医療行為(サービス)で支給されるものを「現物給付」といいます。

企画財政課

広域連合議会議員名簿

市町村名	議員名
仙台市	野田 譲
石巻市	長倉 利一
塩竈市	浅野 敏江
気仙沼市	秋山善治郎
白石市	水落 孝子
名取市	山田龍太郎
角田市	相澤 邦戸
多賀城市	米澤まさ子
岩沼市	櫻井 隆
登米市	岩淵 勇一
栗原市	三浦 善浩
東松島市	小野 恵章

市町村名	議員名
大崎市	木村 和彦
蔵王町	松崎 良一
七ヶ宿町	武藏 重幸
大河原町	安藤 征夫
村田町	渡辺 元道
柴田町	水戸 義裕
川崎町	石野 博之
丸森町	小野 森政
亘理町	鞠子 幸則
山元町	後藤 正幸
松島町	綠山 市朗
七ヶ浜町	歌川 渡

市町村名	議員名
利府町	鈴木 忠美
大和町	上田 早夫
大郷町	千葉 勇治
富谷町	出川 博一
大衡村	佐々木金彌
色麻町	遠藤 武夫
加美町	近藤 義次
涌谷町	遠藤 祥雄
美里町	吉田 真悦
女川町	阿部 繁
南三陸町	佐藤 宣明

(平成23年10月20日現在・敬称略)

ジェネリック医薬品をご存知ですか

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許期間終了後に新薬と同じ有効成分で製造されている医薬品です。

ジェネリック医薬品にすると…

- 新薬よりも安価で、患者さんの自己負担の軽減につながります。
- 効き目や安全性は新薬とほぼ同等です。
※すべての新薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
※病気や体質により、医師の判断でジェネリック医薬品に変更できない場合もありますので、医師・薬剤師にご相談ください。

処方してもらうには…

かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。希望を伝えにくい場合は、病院や診療所を受診したときに、受付で診察券と一緒に「ジェネリック医薬品希望カード」を提示することや、薬局、処方せんと一緒に薬剤師に渡すなどの方法があります。

参考：「政府広報オンライン」

「安心してご利用いただくために。ジェネリック医薬品Q&A」
http://www.gov-online.go.jp/featured/201106_01/index.html

震災関係の申請は お済みでしょうか

東日本大震災で被災された方で一定の要件に該当する方は、申請により医療費の一部負担金等の免除、保険料の減免が受けられます。

また、一部負担金等免除対象者で、平成23年3月11日以降に医療機関等で保険診療に係る一部負担金等を支払った方は一部負担金の還付が受けられます。

手続はお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課（右記参照）で行うことができます。なお、要件により、手続に必要な書類等が異なりますので、あらかじめ市区町村担当課までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局

〒980-0011

宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3

総務課

（議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局）

企画財政課、会計課

TEL 022-266-1026

電算課、保険料課、給付課

TEL 022-266-1021

FAX 022-266-1031

URL:<http://www.miagi-kouiki.jp>

（市区町村お問い合わせ先）

（後期高齢者医療担当課）

仙 台 市	保険年金課	022-214-8173
青 葉 区役 所	保険年金課	代022-225-7211
宮 城 野 区役 所	保険年金課	代022-291-2111
若 林 区役 所	保険年金課	代022-282-1111
太 白 区役 所	保険年金課	代022-247-1111
泉 区 役 所	保険年金課	代022-372-3111
石 卷 市	保険年金課	代0225-95-1111
塩 鶴 市	保険年金課	代022-364-1111
気 仙 沼 市	保 兌 課	代0226-22-6600
白 石 市	健康推進課	0224-22-1362
名 取 市	保険年金課	代022-384-2111
角 田 市	保険年金課	0224-63-2117
多 賀 城 市	国保年金課	代022-368-1141
岩 沼 市	健康増進課	代0223-22-1111
登 米 市	国保年金課	0220-58-2166
栗 原 市	健康推進課	0228-22-0370
東 松 島 市	市 民 課	代0225-82-1111
大 崎 市	保険給付課	0229-23-6051
藏 王 町	町民税務課	0224-33-3001
七ヶ宿町	保健福祉課	0224-37-2114
大 河 原 町	町民生活課	0224-53-2114
村 田 町	町民生活課	0224-83-6401
柴 田 町	健康推進課	0224-55-2114
川 崎 町	保健福祉課	0224-84-6008
丸 森 町	保健福祉課	0224-72-3014
亘 理 町	保健福祉課	0223-34-0501
山 元 町	保健福祉課	0223-37-1113
松 島 町	町民福祉課	022-354-5705
七ヶ浜町	町 民 課	022-357-7446
利 府 町	生活環境課	022-767-2118
大 和 町	町 民 課	022-345-1117
大 鄕 町	町 民 課	022-359-5504
富 谷 町	長寿福祉課	022-358-0513
大 衡 村	住民税務課	代022-345-5111
色 麻 町	福 祉 課	0229-66-1700
加 美 町	保健福祉課	0229-63-7872
涌 谷 町	町民税務課	0229-43-2113
美 里 町	町民生活課	0229-33-2114
女 川 町	町 民 課	代0225-54-3131
南三陸町	町民税務課	0226-46-1373